

○農山漁村 6 次産業化対策事業

事業の種類	審査手順等（第 1 1 関係）
I 地産地消・販路拡大・価値向上	
1 地域農商工等連携促進対策事業 2 農商工等連携促進対策中央支援事業 3 技術促進対策事業 4 外食産業・農業等連携ビジネス確立事業 5 水産物機能性活用推進事業	<p>1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 書類確認 提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。 なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。</p> <p>(2) 事前審査 事業担当課において、事前審査を実施します。</p> <p>(3) 課題提案会 課題提案会については、必要に応じ開催することとします。 また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、事業担当課及び総合食料局総務課の各担当者等からの質疑を受けていただきます。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。） なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。</p> <p>(4) 選定審査委員会 事前審査及び課題提案会を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を選定します。</p> <p>2 審査の観点 審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。</p> <p>3 審査の基準 審査は、以下の項目について行います。</p> <p>(1) 事業内容及び実施方法</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性 ② 実施方法の効率性 ③ 経費配分の適正性 <p>(2) 事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 期待される成果 ② 波及効果 <p>(3) 事業実施主体の適格性</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実施体制の適格性 ② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等 <p>採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果を基に、選定審査委員会において総合的に判断し、補助金交付候補者を選定します。</p>
<p>6 地域ブランド化・新需要創造支援事業</p>	<p>1 審査の手順</p> <p>審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 申請書類の提出</p> <p>別途定める公示に基づき、申請書類を作成し事業担当課に提出します。</p> <p>(2) 審査の方法</p> <p>事業担当課において、提出された申請書類の内容等を審査して、補助金交付候補者を選定します。</p> <p>(3) 審査の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農林水産物・食品地域ブランド化支援事業（全国段階）及び成分保証・分別管理システム確立推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 形式審査 <p>提出された事業申請書について、事業担当課において、応募の要件（応募団体の要件、申請金額、事業実施期間、重複申請の制限等）及び事業実施計画の内容について確認し、必要に応じ事業担当課から内容の問合せをさせていただきます。</p> イ 書類審査 <p>形式審査を終えたものについて、事業担当課に設置する選定審査委員会による書類審査を実施します。</p> <p>なお、選定審査委員の関係団体から事業への応募があった場合は、当該選定審査委員は、当該提案に対する審査から除外されるものとします。</p> ウ 補助金交付候補者の決定 <p>書類審査における評価を踏まえ、補助金交付候補者を選考します。</p> <p>この審査結果を生産局長に提出し、補助金交付候補者</p>

を選定します。

② 新需要創造フロンティア育成事業

ア 形式審査

提出された事業申請書について、事業担当課において、応募の要件（応募団体の要件、申請金額、事業実施期間、重複申請の制限等）を満たしているかについて審査します。

なお、応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

イ ヒアリング審査

形式審査を終えたものについて、事業担当課に設置する選定審査委員会により、申請者（代理も可能とします。）に対するヒアリング審査を実施します。

なお、ヒアリング審査に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。

ウ 補助金交付候補者の決定

ヒアリング審査における評価を踏まえ、選定審査委員会において補助金交付候補者を選考します。

この審査結果を生産局長に提出し、補助金交付候補者を決定します。

①及び②の選定審査委員会には、外部有識者も参画し、応募者から提出された申請書類の内容について審査し、得点の高い応募者から補助金交付候補者を選考していきます。

2 審査の観点

審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。

3 審査基準

審査は、以下の項目について行います。

(1) 事業内容及び実施の方法

- ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性
- ② 実施方法の効率性
- ③ 経費配分の適正性

(2) 事業の効果

- ① 期待される効果
- ② 波及効果

(3) 事業実施主体の適格性

- ① 実施体制の適格性
- ② 知見及び専門性

<p>7 農林水産知的 財産戦略総合 推進事業</p>	<p>1 審査の手順</p> <p>審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 事業申請書の提出</p> <p>別途定める公示に基づき、事業申請書を作成し事業担当課に提出します。</p> <p>(2) 審査の方法</p> <p>事業担当課において、提出された事業申請書の申請内容等を審査して、補助金交付候補者を決定します。</p> <p>(3) 審査の手順</p> <p>① 形式審査</p> <p>提出された事業申請書について、事業担当課において、応募の要件（応募者の要件、申請金額、重複申請の制限等）及び事業実施計画の内容について確認し、必要に応じ事業担当課から内容の問合せをさせていただきます。</p> <p>② 補助金交付候補者の選定</p> <p>形式審査を終えたものについて、事業担当課に設置する選定審査委員会において審査を実施し、補助金交付候補者を選定します。</p> <p>選定審査委員会では、内容に対するヒアリングを実施します。</p> <p>なお、選定審査委員の関係団体から事業への応募があった場合は、当該選定審査委員は、当該提案に対する審査から除外されるものとします。</p> <p>2 審査の観点</p> <p>審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。</p> <p>3 審査基準</p> <p>審査は、以下の項目について行います。</p> <p>(1) 事業内容及び実施の方法</p> <p>① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性</p> <p>② 実施方法の効率性</p> <p>③ 経費配分の適正性</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>① 期待される効果</p> <p>② 波及効果</p> <p>(3) 事業実施主体の適格性</p> <p>① 実施体制の適格性</p> <p>② 知見及び専門性</p>
-------------------------------------	---

8 食文化活用・
創造事業

1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施されます。

(1) 事業申請書の提出

別途定める公示に基づき、事業申請書を作成し事業担当課に提出します。

(2) 審査の方法

事業担当課において、提出された事業申請書の申請内容等を審査して、補助金交付候補者を決定します。

(3) 審査の手順

① 形式審査

提出された事業申請書について、事業担当課において、応募の要件（応募団体の要件、申請金額、事業実施期間、重複申請の制限等）及び事業実施計画の内容について確認し、必要に応じ事業担当課から内容の問合せをさせていただきます。

② 書類審査

形式審査を終えたものについて、事業担当課に設置する選定審査委員会の委員による書類審査を実施します。

なお、選定審査委員の関係団体から事業への応募があった場合は、当該選定審査委員は、当該提案に対する審査から除外されるものとします。

③ 補助金交付候補者の決定

書類審査における評価を踏まえ、補助金交付候補者を選考します。

この審査結果を生産局長に提出し、補助金交付候補者を決定します。

2 審査の観点

審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。

3 審査基準

審査は、以下の項目について行います。

(1) 事業内容及び実施の方法

① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性

② 実施方法の効率性

③ 経費配分の適正性

(2) 事業の効果

① 期待される効果

② 波及効果

(3) 事業実施主体の適格性

	<p>① 実施体制の適格性</p> <p>② 知見及び専門性</p> <p>採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果を基に、選定審査委員会において総合的に判断し、補助金交付候補者を選定します。</p>
<p>9 日本型食生活支援事業</p>	<p>1 審査の手順</p> <p>審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 書類確認</p> <p>提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。</p> <p>なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。</p> <p>(2) 事前審査</p> <p>事業担当課において、事前審査を実施します。</p> <p>(3) 課題提案会</p> <p>課題提案会については、必要に応じ開催することとします。また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、事業担当課及び総合食料局総務課の各担当者等からの質疑を受けていただきます。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。）</p> <p>なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。</p> <p>(4) 選定審査委員会</p> <p>事前審査及び課題提案会を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を採択します。</p> <p>2 審査の観点</p> <p>審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。</p> <p>3 審査の基準</p> <p>審査は、以下の項目について行います。</p> <p>(1) 事業内容及び実施方法</p> <p>① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性</p> <p>② 実施方法の効率性</p> <p>③ 経費配分の適正性</p>

	<p>(2) 事業の効果</p> <p>① 期待される成果</p> <p>② 波及効果</p> <p>(3) 事業実施主体の適格性</p> <p>① 実施体制の適格性</p> <p>② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等</p> <p>採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果を基に、選定審査委員会において総合的に判断し、補助金交付候補者を選定します。</p>
<p>II 流通の効率化 ・高度化</p>	
<p>10 一貫したワールドチェーン体制の整備事業</p> <p>11 食品流通高度化推進調査事業</p> <p>12 輸送行程効率化調査事業</p> <p>13 包装・荷役作業効率化調査事業</p> <p>14 農業者所得向上流通調査事業</p> <p>15 次世代流通情報インフラ調査事業</p> <p>16 食品流通効率化・高度化推進事業</p> <p>17 地域商店街等活性化推進事業</p>	<p>1 審査の手順</p> <p>審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 書類確認</p> <p>提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。</p> <p>なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。</p> <p>(2) 事前審査</p> <p>事業担当課において、事前審査を実施します。</p> <p>(3) 課題提案会</p> <p>課題提案会については、必要に応じ開催することとします。また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、事業担当課及び総合食料局総務課の各担当者等からの質疑を受けていただきます。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。）</p> <p>なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。</p> <p>(4) 選定審査委員会</p> <p>事前審査及び課題提案会を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を選定します。</p> <p>2 審査の観点</p> <p>審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行</p>

	<p>います。</p> <p>3 審査の基準</p> <p>審査は、以下の項目について行います。</p> <p>(1) 事業内容及び実施方法</p> <p>① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性</p> <p>② 実施方法の効率性</p> <p>③ 経費配分の適正性</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>① 期待される成果</p> <p>② 波及効果</p> <p>(3) 事業実施主体の適格性</p> <p>① 実施体制の適格性</p> <p>② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等</p> <p>採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果を基に、選定審査委員会において総合的に判断し、補助金交付候補者を選定します。</p>
<p>Ⅲ 国際展開</p>	
<p>18 輸出総合支援事業</p>	<p>1 審査の手順</p> <p>審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 書類確認</p> <p>提出された申請書類について、応募要件及び申請書類の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。</p> <p>なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。</p> <p>(2) 選定審査委員会</p> <p>外部有識者等で構成される選定審査委員会において、提出された申請書類について採点・審査を行い、予算の範囲内において、得点が高い者から順に、補助金交付候補者を採択します。なお、選定審査委員会では、必要に応じ、ヒアリング審査を行います（ヒアリング審査は、非公開といたします。）。ヒアリング審査を実施する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した申請書類の説明を行い、委員からの質疑を受けていただきます（旅費は、応募者負担とさせていただきます。）。なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由なくヒアリング審査に出席されなかった場合は、申請を辞退したものとみなします。</p>

	<p>2 審査の観点</p> <p>審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。</p> <p>3 審査基準</p> <p>審査は、以下の項目について行います。</p> <p>(1) 輸出に取り組む事業者向け対策</p> <p>① 輸出促進の取組方針等</p> <p>ア 輸出促進政策、社会的なニーズ等に対する妥当性及び適合性</p> <p>イ 取組(実績)、現状の把握、課題の設定、取組方針の策定及び事業実施計画との関連付けの妥当性</p> <p>ウ 設定目標額の妥当性、実現可能性等</p> <p>② 事業の内容、事業の実施手法等</p> <p>ア 事業メニューの選択の妥当性</p> <p>イ 事業の内容の具体性、現実性、効率性等</p> <p>ウ 事業実施スケジュールの精度、実現可能性等</p> <p>エ 事業実施に向けた実施体制の妥当性</p> <p>オ 事業予算規模及び積算内訳の妥当性</p> <p>③ 事業実施主体の適格性</p> <p>ア 組織体制等の適格性</p> <p>イ 事業費の自己負担部分の確保等</p> <p>ウ 国が行った過去の輸出促進施策への参画・取組実績の評価等(取組実績等がある場合に限る。)</p> <p>(2) マッチング支援対策</p> <p>① 事業実施体制の妥当性</p> <p>② 事業実施国の市場特性及び輸出拡大のための課題の分析の妥当性</p> <p>③ 国内事業者の参加者募集方法の妥当性</p> <p>④ 国内事業者の参加者に対するアドバイス及び支援の方法の妥当性</p> <p>⑤ 現地需用者の参集方法の妥当性</p> <p>⑥ マッチング型商談会の会場及び内容の妥当性</p> <p>⑦ マッチング型商談会開催後の商談支援の方法の妥当性</p> <p>⑧ 報告書提出までのスケジュールの妥当性</p> <p>⑨ 積算内訳の妥当性</p>
<p>19 農林水産物等 輸出課題解決 対策事業</p>	<p>1 審査の手順</p> <p>審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 書類確認</p>

	<p>提出された申請書類について、必要に応じて問合せをさせていただきます。</p> <p>なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。</p> <p>(2) 選定審査委員会</p> <p>外部有識者等で構成される選定審査委員会において、提出された申請書類について採点・審査を行い、予算の範囲内において、得点が高い者から順に、補助金交付候補者を採択します。なお、選定審査委員会では、必要に応じ、ヒアリング審査を行います（ヒアリング審査は、非公開といたします）。ヒアリング審査を実施する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した申請書類の説明を行い、委員からの質疑を受けていただきます（旅費は、応募者負担とさせていただきます）。なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由なくヒアリング審査に出席されなかった場合は、申請を辞退したものとみなします。</p> <p>2 審査の観点</p> <p>審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。</p> <p>3 審査基準</p> <p>審査は、以下の項目について行います。</p> <p>(1) 事業内容及び実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業目的及び事業内容の妥当性 ② 実施方法の適切性及び効率性 ③ 事業費の積算及び経費配分の適正性 <p>(2) 事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 期待される成果 ② 波及効果 <p>(3) 事業実施主体等の適格性</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実施体制の適格性 ② 知見、専門性の有無、類似・関連事業での実績等 ③ 課題解決検討会の構成の適正性
<p>20 品種保護に向けたDNA品種識別技術確立事業</p>	<p>1 審査の手順</p> <p>審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 書類確認</p> <p>提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確</p>

	<p>認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。</p> <p>なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。</p> <p>(2) ヒアリング審査</p> <p>書類確認を終えたものについて、事業担当課に設置する委員会により、申請者（代理も可能とします。）に対するヒアリング審査を実施します</p> <p>なお、また、ヒアリング審査に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。</p> <p>(3) 補助金交付者の決定</p> <p>ヒアリング審査における評価を踏まえ、選定審査委員会において補助金交付候補者を選定します。</p> <p>選定審査委員会には、外部有識者も参画し、応募者から提出された申請書類の内容について審査し、得点の高い応募者から補助金交付候補者を選考していきます。</p> <p>2 審査の観点</p> <p>審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。</p> <p>3 審査基準</p> <p>審査は、以下の項目について行います。</p> <p>(1) 事業内容及び実施の方法</p> <p>① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性</p> <p>② 実施方法の効率性</p> <p>③ 経費配分の適正性</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>① 期待される効果</p> <p>② 波及効果</p> <p>(3) 事業実施主体の適格性</p> <p>① 実施体制の適格性</p> <p>② 知見及び専門性</p>
<p>21 海外外食事業者向け日本産食材輸出促進事業</p> <p>22 東アジア食品産業海外展開支援事業</p>	<p>1 審査の手順</p> <p>審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 書類確認</p> <p>提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。</p> <p>なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。</p>

	<p>(2) 事前審査 事業担当課において、事前審査を実施します。</p> <p>(3) 課題提案会 課題提案会については、必要に応じ開催することとします。また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、事業担当課及び総合食料局総務課の各担当者等からの質疑を受けていただきます。(旅費は、提案者負担とさせていただきます。)</p> <p>なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。</p> <p>(4) 選定審査委員会 事前審査及び課題提案会を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を採択します。</p> <p>2 審査の観点 審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。</p> <p>3 審査の基準 審査は、以下の項目について行います。</p> <p>(1) 事業内容及び実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性 ② 実施方法の効率性 ③ 経費配分の適正性 <p>(2) 事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 期待される成果 ② 波及効果 <p>(3) 事業実施主体の適格性</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実施体制の適格性 ② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等 <p>採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果を基に、選定審査委員会において総合的に判断し、補助金交付候補者を選定します。</p>
IV 資源・環境対策	
23 バイオマス資	1 審査の手順

<p>源活用促進事業</p>	<p>審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 書類確認 提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。 なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。</p> <p>(2) 選定審査委員会 選定審査委員会の開催については、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、選定審査委員会からの質疑を受けていただきます。これらを踏まえ、選定審査委員会において審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を採択します。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。）</p> <p>2 審査の観点 審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。</p> <p>3 審査の基準 審査は、以下の項目について行います。</p> <p>(1) 事業実施主体の実績</p> <p>(2) 課題提案内容</p> <p>① 事業の理解度が高いこと</p> <p>② 事業実施に対する体制が整備されていること</p> <p>③ 事業の実施方法及び内容が優れていること</p> <p>④ 事業の経済性が優れていること</p> <p>⑤ 事業の実現度が高いこと</p> <p>(3) 当事業の意図との合致 採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果を基に、選定審査委員会において総合的に判断し、得点の最上位の者（最上位の者が複数ある場合は、その中から選定審査委員会が選定した者）を補助金交付候補者として1者を選定します。なお、最上位の者の得点が総合計得点の7割に満たない場合は、採択を見送ることとし、再度公募を実施します。</p>
<p>24 食品廃棄物発生抑制推進事業 25 技術の改良に</p>	<p>1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 書類確認 提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、</p>

<p>よる食品廃棄物新規用途開発推進事業</p> <p>26 フードバンク活動推進事業</p> <p>27 食品リサイクル・ループ構築促進事業</p> <p>28 食品廃棄物効率的収集体制構築促進事業</p> <p>29 食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業</p> <p>30 食品産業 CO2削減促進対策事業</p> <p>31 容器包装リサイクル法コンプライアンス推進事業</p>	<p>所要金額、重複申請の制限等) 及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。</p> <p>なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。</p> <p>(2) 事前審査 事業担当課において、事前審査を実施します。</p> <p>(3) 課題提案会 課題提案会については、必要に応じ開催することとします。また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、事業担当課及び総合食料局総務課の各担当者等からの質疑を受けていただきます。(旅費は、提案者負担とさせていただきます。)</p> <p>なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。</p> <p>(4) 選定審査委員会 事前審査及び課題提案会を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を採択します。</p> <p>2 審査の観点 審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。</p> <p>3 審査の基準 審査は、以下の項目について行います。</p> <p>(1) 事業内容及び実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性 ② 実施方法の効率性 ③ 経費配分の適正性 <p>(2) 事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 期待される成果 ② 波及効果 <p>(3) 事業実施主体の適格性</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実施体制の適格性 ② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等 <p>採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果を基に、選定審査委員会において総合的に判断し、補助金交付候補者を選定します。</p>
---	--

<p>V 品質管理・コンプライアンスの徹底を通じた企業体質の強化</p>	
<p>32 食品産業品質管理向上推進事業</p> <p>33 食品企業信頼確保対策支援事業</p> <p>34 食品産業表示推進支援事業</p>	<p>1 審査の手順</p> <p>審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 書類確認</p> <p>提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。</p> <p>なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。</p> <p>(2) 事前審査</p> <p>事業担当課において、事前審査を実施します。</p> <p>(3) 課題提案会</p> <p>課題提案会については、必要に応じ開催することとします。また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、事業担当課及び総合食料局総務課の各担当者等からの質疑を受けていただきます。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。）</p> <p>なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。</p> <p>(4) 選定審査委員会</p> <p>事前審査及び課題提案会を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を採択します。</p> <p>2 審査の観点</p> <p>審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。</p> <p>3 審査の基準</p> <p>審査は、以下の項目について行います。</p> <p>(1) 事業内容及び実施方法</p> <p>① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性</p> <p>② 実施方法の効率性</p> <p>③ 経費配分の適正性</p>

	<p>(2) 事業の効果</p> <p>① 期待される成果</p> <p>② 波及効果</p> <p>(3) 事業実施主体の適格性</p> <p>① 実施体制の適格性</p> <p>② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等</p> <p>採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果を基に、選定審査委員会において総合的に判断し、補助金交付候補者を選定します。</p>
<p>VI 緑と水の環境 技術革命プロ ジェクト</p>	
<p>35 緑と水の環境 技術革命プロ ジェクト事業</p>	<p>1 審査の手順</p> <p>審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 書類確認</p> <p>提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。</p> <p>なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。</p> <p>(2) 選定審査委員会</p> <p>選定審査委員会の開催については、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、選定審査委員会からの質疑を受けていただきます。これらを踏まえ、選定審査委員会において審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を選定します。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。）</p> <p>2 審査の観点</p> <p>審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。</p> <p>3 審査の基準</p> <p>審査は、以下の項目について行います。</p> <p>(1) 事業内容及び実施方法</p> <p>① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性</p> <p>② 実施方法の効率性</p> <p>③ 経費配分の適正性</p>

	<p>(2) 事業の効果</p> <p>① 期待される成果</p> <p>② 波及効果</p> <p>(3) 事業実施主体の適格性</p> <p>① 実施体制の適格性</p> <p>② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等</p> <p>採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果を基に、選定審査委員会において総合的に判断し、補助金交付候補者を選定します。</p>
<p>VII 農の成長戦略の推進</p>	
<p>36 食を核とした地域活性化支援事業</p> <p>37 6次産業化推進人材育成事業</p>	<p>1 審査の手順</p> <p>審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 書類確認</p> <p>提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。</p> <p>なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。</p> <p>(2) 事前審査</p> <p>事業担当課において、事前審査を実施します。</p> <p>(3) 課題提案会</p> <p>課題提案会については、必要に応じ開催することとします。また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、事業担当課及び総合食料局総務課の各担当者等からの質疑を受けていただきます。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。）</p> <p>なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。</p> <p>(4) 選定審査委員会</p> <p>事前審査及び課題提案会を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を選定します。</p> <p>2 審査の観点</p> <p>審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実</p>

施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。

3 審査の基準

審査は、以下の項目について行います。

(1) 事業内容及び実施方法

- ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性
- ② 実施方法の効率性
- ③ 経費配分の適正性

(2) 事業の効果

- ① 期待される成果
- ② 波及効果

(3) 事業実施主体の適格性

- ① 実施体制の適格性
- ② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等

○農山漁村6次産業化対策整備事業

事業の種類 (事業担当課)	審査手順等 (第11関係)
I 地産地消・ 販路拡大・ 価値向上	
38 農商工等連携 促進施設整備 支援事業	<p>1 審査の手順</p> <p>審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 書類確認</p> <p>提出された申請書類について、応募要件(応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等)及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。</p> <p>なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。</p> <p>(2) 事前審査</p> <p>事業担当課において、事前審査を実施します。</p> <p>(3) 課題提案会</p> <p>課題提案会については、必要に応じ開催することとします。また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、事業担当課及び総合食料局総務課の各担当者等からの質疑を受けていただきます。(旅費は、提案者負担とさせていただきます。)</p> <p>なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席しなかった場合は、辞退したものとみなします。</p> <p>(4) 選定審査委員会</p> <p>事前審査及び課題提案会を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を選定します。</p> <p>2 審査の観点</p> <p>審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。</p> <p>3 審査の基準</p> <p>審査は、以下の項目について行います。</p> <p>(1) 事業内容及び実施方法</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性 ② 実施方法の効率性 ③ 経費配分の適正性 <p>(2) 事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 期待される成果 ② 波及効果 <p>(3) 事業実施主体の適格性</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実施体制の適格性 ② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等 <p>採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果を基に、選定審査委員会において総合的に判断し、補助金交付候補者を選定します。</p>
<p>39 農業主導型 6 次産業化整備 事業</p>	<p>1 審査の手順</p> <p>審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 審査の方法</p> <p>提出された書類について、事業担当課において応募要件を確認した後、選定審査委員会は、補助金交付候補者案を選定します。</p> <p>(2) 応募、審査の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 応募 <ul style="list-style-type: none"> 応募団体は、所在する都道府県を管轄する地方農政局（北海道にあっては農林水産省経営局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下 37 において同じ。）の事業担当課を通じて農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に対して応募申請を行います。 ② 書類確認 <ul style="list-style-type: none"> ア 提出された申請書類については、地方農政局等の事業担当課において、応募要件（応募団体の要件、申請金額等）及び事業実施計画の内容について確認し、必要に応じて応募団体に問合せをさせていただきます。 イ 地方農政局等の事業担当課は、アの手続を了した上で応募要件を満たしていると認める場合は、申請書類にその旨の意見を付して経営局長に送付します。 ウ イの送付を受けた経営局事業担当課は、申請書類を選定審査委員会に諮ります。 ③ 書類審査 <ul style="list-style-type: none"> 選定審査委員会において、書類審査を実施します。 ④ ヒアリング審査 <ul style="list-style-type: none"> 選定審査委員会において、応募団体に対するヒアリング

	<p>審査を実施します。(旅費は、応募団体の負担とさせていただきます。)なお、特段の事由がなくヒアリング審査に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。また、ヒアリング審査には、原則として、地方農政局等の事業担当課も出席します。</p> <p>⑤ 審査結果 経営局長は、選定審査委員会の書類審査及びヒアリング審査の結果を踏まえ、総合的に判断し、補助金交付候補者を選定します。</p> <p>2 審査の観点 別途、公示で定めます。</p>
<p>II 資源・環境 対策</p>	
<p>40 農林水産分野 における太陽 光エネルギー 利用推進事業</p>	<p>1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 審査の方法 提出された申請書類について、事業担当課において応募要件を確認した後、選定審査委員会は、補助金交付候補者を選定します。</p> <p>(2) 応募、審査の手順</p> <p>① 応募 応募団体は、所在する都道府県を管轄する地方農政局長等(北海道にあつては大臣官房環境バイオマス政策課長(以下「環境バイオマス政策課長」という。)、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に対して応募申請を行います。</p> <p>② 書類確認 ア 提出された申請書類については、地方農政局等の事業担当課において、応募要件(応募団体の要件、申請金額等)及び事業実施計画書の内容について確認し、必要に応じて応募団体に問合せをさせていただきます。 イ 地方農政局等の事業担当課は、アの手続を了した上で採択に相当すると認める場合は、申請書類にその旨の意見を付して環境バイオマス政策課長に送付します。 ウ イの送付を受けた環境バイオマス政策課長は、申請書類を選定審査委員会に諮ります。</p> <p>③ 書類審査 選定審査委員会において、書類審査を実施します。</p>

④ ヒアリング審査

選定審査委員会において、必要に応じて応募団体に対するヒアリング審査を実施します。(旅費は応募団体の負担とします。)なお、ヒアリング審査に出席しなかった場合は、辞退とみなされます。また、ヒアリング審査には、原則として、地方農政局等の事業担当者も出席します。

⑤ 審査結果

選定審査委員会の書類審査及びヒアリング審査の結果を踏まえ、総合的に判断し、選定審査委員会は補助金交付候補者を選定します。

2 審査の観点

審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果、事業実施主体の適格性の観点から事業の趣旨等を勘案して総合的に審査します。

3 審査の基準

審査は、以下の項目について行います。

- (1) 事業の目的との整合性
- (2) 事業実施主体の適格性
- (3) 事業内容及び実施方法の妥当性
- (4) 関係法令の許認可の取得状況
- (5) 設備の保守計画
- (6) 価格の妥当性
- (7) スケジュール

採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果をもとに、選定審査委員会において総合的に判断し、補助金交付候補者を選定します。